

ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会会則

(設置)

第1条 「(仮称)ふじみ野市自治基本条例」原案(以下「原案」といいます。)を策定するため、ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会(以下「協議会」といいます。)を設置します。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行います。

- (1) 市民との対話などを通して、市民の意見を集約し、集約した意見を反映させた原案を策定します。
- (2) 原案をもとに、ふじみ野市が行うパブリック・コメントなど行政内部調整に対して、意見表明をします。
- (3) 「(仮称)ふじみ野市自治基本条例」策定のために、ふじみ野市と相互協力協定を締結します。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」といいます。)をもって構成します。

- (1) 平成22年度にふじみ野市が公募した「自治基本条例市民検討組織」に応募した者
- (2) 協議会が参加を認めた者

2 協議会を退会するときは、代表に文書で届け出ます。

(役員)

第4条 協議会に代表1名、副代表2名を置きます。

- 2 代表及び副代表は、委員の互選で選出します。
- 3 代表は、協議会を統括し、協議会を代表します。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理します。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、役員会議、運営委員会、全体会議および各部会会議とします。

(役員会議)

第6条 役員会議は、第4条の役員で構成し、次の事項を協議します。

- (1) 協議会運営の総合調整に関すること。
- (2) 協議会活動の進行管理に関すること。
- (3) 運営委員会および全体会議に付する案件に関すること。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、役員および各部会ごとに選出された委員各2名をもって構成し、代表が招集し、代表が指名した者が議長になります。

2 運営委員会の任務は、次のとおりとします。

- (1) 各部会間の調整に関すること。
- (2) 協議会のすべての方針及び計画案を検討し、全体会議へ提案すること。
- (3) 緊急課題を決定し、全体会議に報告すること。

3 運営委員会は、委員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立します。

4 運営委員会は、全体会議への提案を踏まえ、論点を明確にした上で合意形成を図ります。

5 前項の規定による合意形成ができなかったときは、出席委員の2分の1以上の多数決をもって結論とします。ただし、少数意見又は貴重な意見を尊重するため、代表は必要に応じて、全体会議への提案に付記することができます。

(全体会議)

第8条 全体会議は、協議会の全委員で構成し、協議会の最高意思決定機関とします。

2 全体会議は、代表が招集し、代表が指名した者が議長となります。ただし、全委員の3分の1以上の請求があったときは招集します。

3 全体会議は、委員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立します。

4 全体会議は、十分に議論を尽くし論点を明確にした上で合意形成を図ります。

5 前項の規定による合意形成ができなかったときは、出席委員の3分の2以上の多数決をもって結論とします。ただし、少数意見又は貴重な意見を尊重するため、議長は必要に応じて、会議録に併記又は付記することができます。

6 全体会議において決定した内容については、各委員はそれを尊重します。

7 議長は、原案策定のために学識経験者及び有識者などの関係者の説明又は意見を聞く必要があると認めるときは、関係者の出席を要請できます。

(部会の設置)

第9条 協議会活動を効率的に進め、かつ、専門的課題について集中的な取り組みを行うため、次の部会を設置します。

- (1) 企画広報部会・・・機関紙の発行、イベントの企画と周知及び記録、その他広報宣伝業務
- (2) 意見収集部会・・・市民との対話などの企画及び立案、市民の意見収集及びまとめ
他市事例調査、他
- (3) 原案起草部会・・・意見収集部会で得た資料の分析及び立案、現行条例等の精査、
条例原案及び逐条解説の作成、他

2 代表は、必要に応じて、前項に掲げる以外の部会を設けることができます。

3 部会は、十分に議論を尽くし論点を明確にした上で合意形成を図ります。

4 委員は、1つ以上の部会に所属します。ただし、役員は部会に所属しません。

(部会長及び副部会長)

- 第10条 前条の部会に部会長及び副部会長を置きます。
- 2 部会長は、その部会を統括し、その部会を代表します。
 - 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理します。
 - 4 部会長及び副部会長は、その部会の委員の互選で選びます。
 - 5 部会は、部会長が招集し、議長となります。
 - 6 部会長は、部会の中に分科会などワーキンググループを置くことができます。

(会議等の公開)

- 第11条 協議会の運営委員会、全体会議は、原則として公開とします。
- 2 協議会の運営委員会、全体会議の会議録及び関係資料は、原則として公開とします。

(会議の傍聴)

- 第12条 会議の傍聴は自由とします。会議の議長は、傍聴者が会議の妨害となる行為をした場合は、退場を求める事ができます。

(存続期間)

- 第13条 この会の存続期間は、(仮称)ふじみ野市自治基本条例の制定までとします。

(会則の改廃)

- 第14条 この会則は、必要に応じて全体会議の承認を経て、改廃できます。

(事務局)

- 第15条 協議会の運営を円滑に推進するため、協議会事務局をふじみ野市市民生活部協働推進課に置きます。

(委任)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別途定めます。

附 則

この会則は、平成23年1月16日から発効とします。

附 則

この会則は、平成23年6月26日から発効とします。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から発効とします。